

## 「ウクライナ人道危機救援金の受付」について

ウクライナ国内及び周辺国への救援活動を支援するため、海外救援金の募集を日本赤十字社が行っています。

### ■救援金名称

「ウクライナ人道危機救援金」

### ■受付期間

令和4年3月2日（水）～ 令和4年5月31日（火）まで

### ■救援金受付口

#### （1）日本赤十字社岐阜県支部

##### ①金融機関と口座番号

十六銀行 あかなべ支店（普）166979

##### ②口座名義

救援金口 きゆうえんきんぐち 日本赤十字社岐阜県支部 にほんせきじゆうじしやぎふけんしぶ 支部長 しぶちやう 古田 ふるた 肇 はじめ

##### ③その他

- ・ 御嵩町役場福祉課 社会福祉係に「義援金」専用の振込依頼票がありますので、  
必要な場合はご連絡ください。
- ・ 振込通知書上部点線四角内に必ず「ウクライナ」と明記ください。
- ・ 同一金融機関の本店及び支店からの振込の場合は、手数料が免除されます。

#### （2）募金箱設置場所

①御嵩町役場 福祉課窓口

②各地区公民館

#### （3）日本赤十字社（本社）

##### ①金融機関と口座番号

ア 三井住友銀行 すずらん支店（普）2787781

イ 三菱UFJ銀行 やまびこ支店（普）2105784

ウ みずほ銀行 クヌギ支店（普）0623471

##### ②口座名義

- ・ 日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）（3行共通）

\* ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

(4) ゆうちょ銀行

①口座記号番号 00110-2-5606

②口座加入者名 日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）

\*通信欄に「ウクライナ人道危機」と明記し、受領証の発行を希望する場合は、併せて「受領証希望」と明記してください。

\*ゆうちょ銀行窓口での取扱いの場合、振込手数料は免除されます。

■税制上の取り扱いについて

個人については、所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、法人については法人税法第 37 条第 4 項の規定に基づく寄付金に該当します。

なお、本救援金については、個人住民税に係る寄付控除の対象となりませんので、ご注意ください。